

「裁定手続について」

平成28年6月2日

公害等調整委員会事務局

審査官 遠山敦士

1 講演の目的 裁定制度を説明する際の一助に

たとえば、公害審査会に係属した調停事件の中で、中立の立場で一定の判断があれば紛争が解決するかもしれないという事案がある場合など裁定制度の紹介をしたい、という場面など

2 裁定手続の種類

裁定手続 公害に係る当事者間の民事上の紛争について判断を行う手続

- ①責任裁定＝損害賠償責任の有無及び賠償額について法律判断を行うという手続
- ②原因裁定＝加害行為と被害と間の因果関係について法律判断を行う手続

3 裁定手続の流れ

裁定手続⇒民事訴訟に準じた手続。民事裁判との比較が理解の助けになる

【手続の流れの一例】

(受理まで)

申請書受付

⇒申請の要件を審査

⇒受理又は不受理（裁量不受理）

(受理後)

裁定委員会（判断者）の組織，事務局担当者の決定

⇒被申請人に申請書と証拠を送付

⇒（1～2ヶ月程度の期間）被申請人から答弁書の提出

(その後の手続)

審問期日，進行協議，専門委員の選任，職権調査など。

⇒最後の審問期日を開き，終結する。

⇒裁定書の送付。

○「審問期日」について

- ・双方対席の公開で行われる（裁定委員会，事務局，申請人本人・代理人，被申請人本人・代理人が出席する。公開のため傍聴席がある。）
- ・審問期日の開催場所
基本は東京（公調委）。もっとも，遠隔地の当事者の負担軽減のため，現地期日の開催もある。

- ・ 審問期日の開催時期
一定の間隔で定期的にはではなく、必要に応じて開催をするという形式をとっている。
主張や証拠の整理のため、事務局による進行協議などの活用を行うこともある。

○「専門委員」について

- ・ 具体的事件との関係で、専門家を専門委員に選任する場合がある。
- ・ 専門委員の関与の仕方 基本的に裁定委員会を補助する立場
 - ① 現地調査の立会い、確認
 - ② 職権調査（委託調査）へのアドバイス
 - ③ 意見書の作成（証拠としての扱い）

○「職権調査」について

- ・ **現地調査**⇒事務局職員が双方の立ち会いを基本として現地を確認する場合あり。確認した内容は報告書にして証拠化することが多い。
- ・ **委託調査**⇒裁定委員会が調査を必要と判断した場合に、所定の手続を踏んで委託先を決め、調査を行う。調査結果は報告書にして証拠化する。費用負担は公費（国費）負担。

※手続的には裁定の申請があれば、必ず職権調査を行うわけではない。

裁定委員会が必要とした場合に調査を行う場合がある。

当事者に対して、「公調委であれば何でもお金をかけて調査をしてくれる」といった説明はミスリードになるので注意

○「職権調停」について

裁定手続の過程で話し合いによる解決の見込みが立つ場合には調停に付し、調停手続において調停が成立した場合には裁定は取り下げられたとみなされて手続が終了する。

※申請当初から調停移行の意向であっても、職権調停に移行するとは限らないという点は注意

○「裁定書」について

審問期日終結後、裁定委員会が裁定書を作成し、当事者に送付する。

責任裁定の効力は、裁定書が送達されてから30日以内に裁定の対象となった損害賠償に関する訴えの提起がなかったときは、その損害賠償に関し、当事者間に当該責任裁定と同一の内容の合意が成立したものとみなされる（合意の擬制）が、債務名義にはならない。

原因裁定は、因果関係についての裁定委員会の意見（オピニオン）を判断。

※裁定自体への不服申し立て手続はなし。

Q. 裁定手続に協力しない場合はどうなる？